

第 22 回黒部市農業委員会議事録

1. 日時 令和 5 年 4 月 10 日 (月) 15 時 00 分～16 時 45 分

2. 場所 黒部市役所 2 階 201, 202, 203 会議室

3. 出席委員 26 名

農業委員 14 名

1 番 中野 貴代美	2 番 山本 隆淑	3 番 山本 隆	4 番 高村 茂良
5 番 橋本 喜洋	6 番 能澤 喬之	7 番 岩井 竹志	8 番 船屋 裕子
9 番 大坪 敏郎	10 番 宮崎 誠一	11 番 松岡 高生	12 番 中島 淨
13 番 佐々木 智	14 番 中坂 稔		

農地利用最適化推進委員 12 名

川端 数美	千代 眞次	高野 隆司	稲澤 一彦
寺崎 俊弘	氷見 康弘	臼田 清嗣	松島 進
前田 優	山本 秀治	山本 勝	米陀 助一

4. 欠席委員 1 名

中 康史

5. 農業委員会事務局 3 名

事務局長 平野 孝英
係 長 小森 亘
主 任 中陳 栄
主 任 紙谷 泰史

6. 議事 (1) 議案第 75 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(2) 議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について

(3) 議案第 77 号 令和 5 年度黒部市農地利用集積計画の決定について

7. 会議の内容

事務局長：皆様、お疲れ様です。ただ今から第 22 回黒部市農業委員会総会を開催します。

最初に、橋本会長からあいさつがあります。

会 長：(あいさつ)

事務局長：ありがとうございました。それでは、進行の方を会長お願いいたします。

会 長：本日の総会議事録署名委員を私の方から指名します。

岩井 竹志委員、船屋 裕子委員の両委員を指名します。

会長：本日の総会に欠席する旨、通知を受けている委員を報告します。中 康史推進委員から事前に欠席通知を受けておりますので報告します。

それでは、議事に入ります。議案第 75 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、以上 2 議案について審議を行います。事務局より説明願います。

◎議案第75号

事務局：農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、2 件ございます。3 ページをご覧ください。

〈1 番〉 大布施地区 古御堂〇〇番〇 地目：田 現況：宅地の 1 筆 21㎡について。
申請者 黒部市古御堂 〇〇さんで、転用目的は一般住宅用地です。
申請者は、妻と母と三人で居住しています。昭和55年頃に自宅の北側に新設の県道（現在の主要地方道若栗生地線）が建設され、従前は自宅南側にある農道から出入りしていましたが、新設県道からの出入りの方が便利であるため、出入りを作ったとのことであり、申請者の父が死亡しているため転用された経緯については不明なため、是正のため今回申請となりました。始末書もあわせて提出されております。

〈2 番〉 荻生地区 荻生字新堂〇〇番〇 地目：田 現況：宅地の 1 筆 385㎡について。
申請者 黒部市三日市 〇〇さんで、転用目的は賃貸住宅です。
申請地は、平成 7 年 12 月に申請者の父が農地法第 3 条にて買い受けた土地であり、当時建築事業を請け負っていた父が建物の建替工事を受注する目的で、顧客が工事期間中だけ市内等のアパート住まい等しなくてもいいように、その建物に居住させるために転用許可を受けずに申請地に賃借用の住居を新築しました。今回は是正のため、始末書を添付し、申請となりました。

以上、2 件 2 筆 406㎡です。

◎議案第 76 号

事務局：議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてですが、3 件ございます。5 ページをご覧ください。

〈1 番〉 石田地区 堀切〇〇番〇外 1 筆 地目：田 現況：宅地の 2 筆 9.22 ㎡について。
譲受人 黒部市堀切 〇〇さんへ
譲渡人 黒部市堀切 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は一般住宅敷地です。
譲受人が現在住んでいる自宅は、昭和 62 年 11 月に譲受人の父 〇〇さんが住宅建築用敷地として、譲受人の叔父 〇〇さんが農機具格納庫として、譲渡人の父 〇〇さんの所有する農地を昭和 62 年 12 月 1 日付けで 5 条転用許可を受け、許可後に測量したところ許可面積より実測面積が大きいことが判明し、余剰となった部分は分筆して田としていましたが、現状宅地となっていることから、今回は是正のため始末書を添付して申請となりました。

〈2番〉 大布施地区 沓掛〇〇番〇外1筆 地目：田 現況：田の2筆2,993㎡について。

譲受人 黒部市植木 〇〇へ

譲渡人 黒部市沓掛 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は注文住宅建築用地です。こちらは農振除外からの案件です。

譲受人は、建築・不動産業を営んでおり、本市を中心に建築など実績が多くあります。申請地周辺は、商業施設「原信」や「コメリ」などがあり、市内外の若い世代から人気の場所であります。申請地は道路、宅地に囲まれている場所であることから、一体的に利用されていた農地を宅地化することで、ほかの農地に対する影響を極力おさえることができ、宅地転用に適している場所です。申請地は、注文住宅建設用地として11区画を整備する予定であり、1区画、60坪から65坪程度の予定であります。

〈3番〉 生地地区 生地神区〇〇番〇 地目：田 現況：田の636㎡について

譲受人 魚津市本新町 〇〇へ

譲渡人 黒部市生地神区 〇〇さん、神奈川県茅ヶ崎市円蔵一丁目 〇〇さんからの所有権移転であり、転用目的は資材置場敷地です。

譲受人は魚津市に本社があり、建設工事の施工、請負、飲食店の企画や経営などなど行っております。申請地は、生地新区の住宅地に囲まれており、隣接地は譲受人の倉庫が立地しております。既存の資材置場が手狭になっていることもあり、隣接の申請地が休耕していることから、資材置場と職員や社用車の駐車場として利用するため申請となりました。

以上、3件 5筆 3,638.22㎡です。

議案の詳細につきましては、A3の右上に「参考」と書いてある資料をあわせてご確認ください。事務局からは以上です。

会 長：それでは、議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について、荻生地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第75号 農地法第4条第1項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議を行います。1番の案件について、石田地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、2番の案件について大布施地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：次に、3番の案件について生地地区の委員の意見を求めます。

地区委員：意見なし。

会 長：地区委員が異議なしとのことですが、他の委員の意見を求めます。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 76 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙申請の件について、当委員会は許可に同意することに決定します。

続きまして、議案第 77 号 令和 5 年度 黒部市農用地利用集積計画について審議いたします。

本議案については、当委員会の〇〇推進委員、〇〇推進委員に関することが含まれていますので農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、委員の退席を命じます。事務局より説明願います。

事 務 局：議案第 77 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画についてですが、7 ページ、8 ページ目をご覧下さい。今回提出させていただきますのは、令和 5 年 2 月 21 日から令和 5 年 3 月 20 日までに受付しました利用権設定についてであります。

期間別、利用権設定面積でございますが、今回は、新規 6 年未満 12,932 ㎡、新規 6 年以上 24,375 ㎡、再設定 6 年未満が 18,604 ㎡、再設定 6 年以上が 121,259 ㎡でございます。9 ページ目をご覧下さい。地区別の利用権設定一覧表でございます。

村椿地区	3 件	29,030 ㎡
大布施地区	13 件	55,604 ㎡
荻生地区	5 件	36,978 ㎡
若栗地区	5 件	37,520 ㎡
愛本地区	1 件	3,340 ㎡
下立地区	1 件	2,933 ㎡
浦山地区	2 件	11,765 ㎡

総件数は 30 件で、利用権設定面積は 177,170 ㎡となっております。

10 ページ目をご覧下さい。合意解約地区別一覧表でございます。今回は

若栗地区	2 件	24,832 ㎡
------	-----	----------

総件数は 2 件で、解約面積合計は 24,832 ㎡となっております。

11 ページ目をご覧ください。今回の利用権設定率ですが、合計面積 1,099 万 6,111 ㎡を 2,517 万 1,022 ㎡で割りますと、43.7%となりました。その内の農地中間管理機構の活用実績ですが、合計面積 209 万 3,609 ㎡を 2,517 万 1,022 ㎡で割りますと、設定率 8.3%となりました。

今回の利用権設定の詳細につきましては、12 ページ以降に記載されておりますので、ご一読ください。

農用地利用集積計画につきまして、事務局からは以上です。

会 長：事務局から説明があった農用地利用集積計画について各委員の意見を求めます。

何かご意見ございませんか。

各 委 員：異議なし。

会 長：異議なしとのことですので、議案第 77 号 令和 5 年度黒部市農用地利用集積計画について、当委員会は同意することに決定します。ここで、〇〇推進委員、〇〇推進委員の入室を許可いたします。

会 長：これで予定していた議事が終了しましたが、何か他にご意見ございませんでしょうか。
特にないようですので、その他の事務報告に移ります。

(事務局より説明)

会 長：それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。
(16時45分で終了)

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員

7 番

8 番
